

監査の結果に基づき講じた措置について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和7年2月21日付け公表）に係る措置状況の通知があったので、同条第14項の規定により公表する。

令和7年3月31日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行

尾花沢市監査委員 小 関 英 子

1. 定例監査

課名等	監査の結果	措置状況
総合政策課 R7.2.21 措置報告	<p>1. 令和6年3月21日公益財団法人日本相撲協会と締結した業務委託契約について令和6年3月21日に330万円、令和6年8月1日に715万円が前金払いとして支払われているが、業務完了後に検査が行われていない。</p> <p>2. 令和5年度旧玉野中学校消防設備設置工事については、閉校後使われていなかった3階を民間に貸し出す計画のもと、消防法適合のため工事を行ったものであるが、工事完了後、民間への貸し付けの話がなくなり、活用されていない。事前に条件について精査し、確約書など合意したものを文書で取り交わし、工事を進めるべきであった。</p> <p>3. 大相撲尾花沢場所運営業務委託料22,117,700円について、業務完了後に検査を行わず、支払がされている。</p> <p>4. 幟の設置・撤去作業業務委託料2,484,460円について、施行同等が作成されず契約が締結されており、業務完了後に検査を行わず、支払がされている。</p>	<p>1. 業務完了後の検査を満たす必要な関係書類を整備した。 但し、公益財団法人日本相撲協会では興行契約金（令和5年度330万円、令和6年度715万円）を単独行為としてみなしているなど、今後の実施に際し要調整事項とする。</p> <p>2. 以後、事前に条件を精査し、確約書など合意したものを文書で取り交わし、実務を執行する。</p> <p>3. 業務完了後の検査を満たす必要な関係書類を整備した。</p> <p>4. 施行同等の作成や契約書類、及び業務完了後の検査を満たす必要な関係書類を整備した。</p>
防災危機管理課 R7.2.21	<p>1. 失念により旅行の最終日から3ヵ月を超えて遅延している旅費の支給が複数あるもの。</p>	<p>1. 常に情報共有しながら、業務進捗状況と伝票処理の突合を図り、遅延とならないよう善処します。</p>

措置報告		
<p>社会教育課 中央公民館</p> <p>R7. 3. 19 措置報告</p>	<p>1. 令和 5 年度に NPO 法人尾花沢スポーツクラブに委託している冬季スポーツ及び体力向上教室業務委託について検査検収を行わず支払を行ったことにより 37,510 円の戻入が発生している。また、複数年にわたり適正な検査検収を怠ったことから 1,054,615 円の過払い金が発生している。</p> <p>2. 名木沢生涯スポーツ交流センター敷地整地について、請求書の受付印が令和 5 年 9 月 4 日で、令和 6 年 3 月 14 日に支払われている。請求書の管理が不十分だったことにより生じた支払遅延となっている。支払遅延は支払遅延防止法に抵触するものであり、再発防止を徹底されたい。(支払遅延 6 カ月)</p> <p>3. 令和 2 年 5 月分(6 月納付分)から令和 4 年の 7 月分(8 月納付分)にかけて、尾花沢市結婚促進協議会謝礼が月額表の乙欄の税額ではなく、誤って報酬の 10.21%で源泉徴収していたことが判明し、税務署に対し 10 万円を超える額を還付請求している。(令和 5 年度歳入管理番号 10475)</p> <p>4. 【全国花笠マラソン大会運営委員会】第 48 回全国花笠マラソン大会記録計測等業務委託料 1,249,697 円について①施行荷が作成されていない。②契約書が作成されていない。</p>	<p>1. 受託者 (NPO 法人尾花沢総合スポーツクラブ) による過去 5 年分の虚偽報告に基づく過払いについては、警察署及び顧問弁護士に相談し、担当課として把握できる域を超えているとの見解が示され、第三者による調査が必要とのことから令和 6 年 1 月に警察署へ被害届を提出した。当件については現在も捜査中であるが、事業の制度そのものが活動をしたのかどうか実態を把握しにくいものとなっているため、R6 で事業を廃止することとした。なお、過払い分については令和 6 年 3 月に受託者より返還を受けています。(1)未処理分について、過年度分も含めて抽出し、備品登録の書類を会計課に提出しました。</p> <p>2. 請求書の保管ミス等により遅延となってしまった。今後、担当職員のみで保管せず課・係単位で共有し適正な会計処理に努めます。</p> <p>3. 前任者の事務処理誤りに気づき総務課へ相談後、過年度分を一括して税務署へ還付請求を行ったものです。適正な事務執行に努めます。</p> <p>4. 外郭団体では契約規則を規定していないため、これまで契約書類を作成してこなかった。市の契約規則に準拠し作成して差し支えないのか、或いは団体として独自に規定す</p>

		<p>る必要があるのか運営委員会と協議した上で適正な事務執行に努めます。</p>
<p>こども教育課 R7.2.21 措置報告</p>	<p>1. 校務用パソコン等更新及び校務支援システム導入等整備賃貸借料2,902,020円について5/16請求書受領し6/20支払っている。(支払遅延) 令和6年度歳出管理番号4246、4248</p> <p>2. 宮沢小学校において同一請求書で二重払いが2件発生している。 ①令和5年度歳出管理番号31837、31397 請求金額3,025円 ②令和6年度歳出管理番号31395、31836 請求金額1,496円</p> <p>3. 玉野小学校において同一請求書で三重払いが発生している。 令和6年度歳出管理番号3681、3689、6754 請求金額8,250円</p>	<p>1. 今後、請求書などしっかり管理を行い遅延の無いよう処理を行います。</p> <p>2. 今後は、事務処理の慣れていない学校事務員については、こども教育課・教育指導室でフォローを行い、誤りをなくすような体制を構築していきます。</p> <p>3. 今後、事務処理の慣れていない学校事務員については、こども教育課・教育指導室でフォローを行い、誤りをなくすような体制を構築していきます。</p>
<p>教育指導室 R7.2.21 措置報告</p>	<p>1. おばなざわ未来クラブ指導者運営費について、市が収入する根拠がないものが収入されている。</p>	<p>1. 本事業は、令和5年度から国の部活動改革の方針を受けて、部活動の休日活動の地域移行のための体制づくりを実施しているものであります。本年度から部活動の休日活動の地域移行を完全実施する中で、教育委員会が事務局となり「おばなざわ未来クラブ」を設立しております。教育委員会が事務局を担っていることから、担当者が収入根拠を確認しないまま保護者からの指導者謝金を市の歳入歳出外現金として収入し、全額指導者会へ支出したものです。今年度については、既に会計処理が済んでいるため、令和7年度の会計処理を行うにあたっては、歳入歳出の運営の見直しを行い、市が収入可能な根拠を確認した上で、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>統合小学校建</p>	<p>1. 令和6年度尾花沢市統合小学校建設</p>	<p>1. 本市では、契約変更の時期につ</p>

<p>設室</p> <p>R7.2.21 措置報告</p>	<p>用地造成工事（当初契約金額205,700,000円）で、契約内容に変更が生じる事案について請負業者より協議書が出されたが、教育長決裁で指示書を提出し変更契約に伴う手続きを経ず工事が進められている。結果、工期限である令和6年11月26日に97,142,100円の増工及び工期の延長の変更契約を行っており、契約管理上の重大な不備である。</p>	<p>いて、明確に定められたものがなく、変更数量調書が示された段階で変更契約の手続きをとったため、工期末の仮契約締結となりました。今後、契約事務の執行にあたっては、関係法令及び条例、職員実務研修資料の内容を再確認して適正な事務の確保に努めてまいります。特に大規模事業の契約変更については、軽微な変更を除き、その必要性が生じた都度、議会へ報告しながら実施してまいります。</p>
<p>消防本部</p> <p>R7.2.21 措置報告</p>	<p>1. 資金前渡した諸負担金の未精算について</p>	<p>1. 非常勤職員が諸負担金など資金前渡した場合、受領した領収書等を後日必ず持参するよう伝え、担当者は受領後直ちに精算するよう周知徹底した。</p>
<p>福祉課 福祉事務所</p> <p>R7.2.28 措置報告</p>	<p>1. 福祉有償運送事業費補助金の交付要綱の期限が切れ、有効な要綱がない状態で補助金1,005,000円が執行されている。（令和6年度歳出管理番号4764）</p> <p>2. 自立支援医療費3月診療分79,576円及び自立支援医療費審査支払手数料3月診療分325円の支払いについて、請求から30日を過ぎ20日間の遅延が発生している。（令和6年度歳出管理番号5821・5823）</p>	<p>1. 要綱等の失効期日について、福祉課所管の例規を一覧にまとめ、係員が常に確認できるようにするなど、課内・各係内での見える化を図りながら、係員同士お互い声掛けを行い、失効しているものがないか十分に確認を行い、改正漏れのないよう努めてまいります。また、係長会議などの場で、失効している例規がないか議題として取り上げ、各係間で確認しあうなど、チェック体制を強化します。</p> <p>2. 請求書を受領した際は、職員が個人的に所持することのないよう、専用のボックスに入れるなど一か所にまとめ、支払い期限について係員が常に確認できるようにするなど、係内での見える化に努めてまいります。</p> <p>また、日常の業務の中で係長を中心に、係員に声掛けを行いながら、支払いの遅れ・漏れがないか十分</p>

	<p>3. 令和5年度生活困窮者自立相談支援事業委託料 7,500,000 円について、完了報告はあるが、業務完了後に検査が行われていない。</p> <p>4. 令和5年度地域活動支援センター事業（Ⅲ型）業務委託料 5,300,000 円について、契約書第4条にある「実績報告書及び収支決算書を委託契約完了の日から30日以内に提出」とあるが、30日を超えて提出されている。また、業務完了後に検査が行われていない。</p> <p>5. 令和5年度生活保護等レセプト管理クラウドサービス保守業務委託料 1,001,000 円について、契約書第5条に定める検査が行われていない。</p>	<p>に確認を行い、支払遅延等のないように努めてまいります。</p> <p>3. 直ちに完了検査を実施し、復命報告いたしました。 受託者より完了報告を受領した際は、速やかに検査を実施し、確実に検査復命を回付するよう係長が係員に対して周知徹底するとともに、今後は条例・規則等に基づき、適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p>4. 契約書の記載事項を遵守するよう、受託者に対し、督促や指導を実施してまいります。 また、直ちに完了検査を実施し、復命報告いたしました。 受託者より完了報告を受領した際は、速やかに検査を実施し、確実に検査復命を回付するよう係長が係員に対して周知徹底するとともに、今後は条例・規則等に基づき、適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p>5. 直ちに完了検査を実施し、復命報告いたしました。 契約書に記載のとおり、成果物納品後に速やかに検査を実施し、確実に検査復命を回付するよう係長が係員に対して周知徹底してまいります。今後は契約書の記載事項を遵守するとともに、条例・規則等に基づき、適正な事務執行に努めてまいります。</p>
<p>商工観光課 企業振興室</p> <p>R7.3.12 措置報告</p>	<p>1. 令和6年10月25日の車両賃貸の入札において、落札者認定の誤りにより、落札を取り消された業者から20万円の損害賠償を受ける事態が発生している。財政的損失を招いたばかりでなく公正な競争の確保や行政の信頼性を損なうものであり、入札事務の適正化が</p>	<p>1. 財政課とも調整し、全庁的に入札（見積）条件を統一したものを作成のうえ、入札事務の適正化に努めます。</p>

	<p>求められる。(令和6年度歳出管理番号17566)</p> <p>2. 大石田駅における観光案内業務委託料の支払いについて請求から30日を過ぎての支払い遅延が複数発生している。</p> <p>① (9月分100,000円) 64日間の遅延(令和5年度歳出管理番号21703)</p> <p>② (10月分100,000円) 33日間の遅延(令和5年度歳出管理番号21704)</p> <p>3. ごみ処分手数料の支払いについて請求から30日を過ぎての支払い遅延が複数発生している。</p> <p>① (9月分21,060円) 201日間の遅延(令和5年度歳出管理番号32270)</p> <p>② (10月分23,400円) 173日間の遅延(令和5年度歳出管理番号32271)</p> <p>4. イベント等の出張の際は、伺書を起案しているため、併せて伝票も起票し伺書に添付するようにし、支払いが遅くならないよう注意します。</p> <p>通常の出張の場合は、伝票の起票が出張命令となるため事前に起票するよう心掛け、出張の際には係内でも声掛け確認するようにし、支払いが遅くならないよう注意します。</p>	<p>2. 大石田駅における観光案内所業務委託料については、書類決裁後に請求書と実績報告書を一緒に綴ってしまったことにより生じた支払い遅延であります。</p> <p>今後、実績報告書と請求書は必ずわけ、請求書は係単位で保管している箇所に必ず入れるようにし、実績報告書を決裁する際にも請求書と一緒にないか、それぞれの立場で確認を徹底し、支払遅延防止のためのチェック体制を強化してまいります。</p> <p>3. 当初発行請求書が見当たらず再発行してもらったものの、他書類に埋もれ、更に処理が遅れてしまった。定期的に支払いがあるものについては、支払簿を整理して抜けているものがないか確認し、受領した請求書についても手元に置かず、係で一元管理するようにして気を付けていきます。</p> <p>4. イベント等の出張の際は、伺書を起案しているため、併せて伝票も起票し伺書に添付するようにし、支払いが遅くならないよう注意します。</p> <p>通常の出張の場合は、伝票の起票が出張命令となるため事前に起票するよう心掛け、出張の際には係内でも声掛け確認するようにし、支払いが遅くならないよう注意します。</p>
<p>環境エネルギー課</p> <p>R7.3.3</p>	<p>1. 公営企業会計(簡易水道事業)の年度当初の資金確保のため、市から17,000,000円を予算執行の決裁処理がされないまま支払っている。また予算</p>	<p>1. 公営企業会計移行に向けた準備不足によるものであり、移行後は、適正な予算執行に努めています。</p>

<p>措置報告</p>	<p>科目について事前の検討がされないまま進めたことにより、簡易水道事業会計負担金 82,223,000 円が 4 月 25 日に支払われ、5 月 16 日に 17,000,000 円を戻し入れしている。(令和 6 年度歳出管理番号 1388、280、1385)</p> <p>2. 公営企業会計（農業集落排水事業）の年度当初の資金確保のため、市から 6,200,000 円を予算執行の決裁処理がされないまま支払っている。また予算科目について事前の検討がされないまま進めたことにより、農業集落排水事業会計負担金 61,964,000 円が 4 月 25 日に支払われ、5 月 16 日に 6,200,000 円を戻し入れしている。(令和 6 年度歳出管理番号 1387、281、1386)</p> <p>3. 会計規則が未整備のまま予算が執行されている。(5～8 月の例月出納検査で指摘)</p> <p>4. 簡易水道事業会計において請求から 30 日を過ぎての支払い遅延が複数発生している。(5 月の例月出納検査で指摘)</p> <p>①令和 5 年度簡易水道臨時水質検査 4,400 円 1 日間の遅延 (令和 6 年度歳出管理番号 19)</p> <p>②穴あき封筒帳票印刷代 42,900 円 1 日間の遅延 (令和 6 年度歳出管理番号 5)</p> <p>③水道料金口座振替不能通知兼領収書印刷代 52,800 円 1 日間の遅延 (令和 6 年度歳出管理番号 6)</p> <p>④水道料金督促状兼領収書帳票印刷代 52,800 円 1 日間の遅延 (令和 6 年度歳出管理番号 7)</p> <p>⑤水道料金納入通知書兼領収書 (単票) 帳票印刷代 52,800 円 1 日間の遅延 (令和 6 年度歳出管理番号 8)</p> <p>⑥ハンディ用ロールペーパー購入費 148,830 円 1 日間の遅延 (令和 6 年度歳出管理番号 9)</p>	<p>2. 公営企業会計移行に向けた準備不足によるものであり、移行後は、適正な支払い事務処理に努めています。</p> <p>3. 公営企業会計移行に向けた準備不足によるものであり、8 月 22 日に会計規則を整備しました。</p> <p>4. 請求書の受領と支払期限を係内で共有し、速やかに支払事務処理を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
-------------	---	--

	<p>5. 農業集落排水事業会計において請求から 30 日を過ぎての支払い遅延が複数発生している。(5 月の例月出納検査で指摘)</p> <p>①穴あき封筒帳票印刷代 42,900 円 1 日間の遅延 (令和 6 年度歳出管理番号 4)</p> <p>②農集排使用料金口座振替不能通知書兼領収書帳票印刷代 47,300 円 1 日間の遅延 (令和 6 年度歳出管理番号 5)</p> <p>③農集排使用料金口座振替通知書帳票印刷代 61,600 円 1 日間の遅延 (令和 6 年度歳出管理番号 6)</p> <p>④農集排使用料金納入通知書兼領収書帳票印刷代 47,300 円 1 日間の遅延 (令和 6 年度歳出管理番号 7)</p> <p>⑤農集排使用料金督促状兼領収書帳票印刷 47,300 円 1 日間の遅延 (令和 6 年度歳出管理番号 8)</p> <p>6. 簡易水道施設用地賃貸借契約全 17 件中 15 件について賃貸料が「昭和 63 年度産政府買い入れ価格 2 類 1 等玄米 60Kg (18,755 円) を基準として算定され」、他 2 件については、契約時の固定資産税評価額が用いられており、いずれも長年見直しされていない。</p>	<p>5. 請求書の受領と支払期限を係内で共有し、速やかに支払事務処理を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>6. 適正な賃借料となるよう契約内容の精査を行い、契約相手方の意向を確認した上で、令和 7 年度中に契約の見直しについて検討します。</p>
<p>市民税務課</p> <p>R7. 2. 28</p> <p>措置報告</p>	<p>1. 尾花沢市自治会活動保険事業補助金の交付要綱の期限が切れ、有効な要綱がない状態で補助金 472,194 円が執行されている。(令和 6 年度歳出管理番号 3112)</p> <p>2. 令和 5 年度及び令和 6 年度尾花沢待合所管理業務委託 401,500 円について、施行伺が作成されていない。また、見積の徴取もしていない。</p>	<p>1. 交付要綱の失効期日を一覧にまとめるなど、係内で常に確認出来る環境を整えながら、チェック体制を強化し改正漏れが無いように努めます。</p> <p>2. 施行伺の作成、見積の徴取など適正な事務執行に努めます。</p>
<p>会計課</p> <p>R7. 2. 28</p>	<p>1. 備品登録については、多くの部署に対し不備があるとして注意している。備品の取扱いに係る注意は今年度に限ったことではなく、長年にわたり繰り返</p>	<p>1. 職員の意識の改善については、春に行われる職員研修の際などに備品登録の必要性について指導を行うなど対応したい。登録漏れの</p>

	<p>返されている。一向に改善されない原因の一つに、職員の意識の中で何のために備品登録をする必要があるのかが不明確になっていることがあると思われる。備品とは、地方自治法第 237 条第 1 項に規定する「財産」の中の「物品」の一つであり、その管理及び運用については、地方財政法第 8 条において「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない。」と規定されていることから備品登録の必要性和効率的な運用を担当課が再認識した上で、各課等へ指導を徹底されたい。</p> <p>2. 公営企業会計（簡易水道事業）の年度当初の資金確保のため、市から 17,000,000 円を支出命令がなされていない状態で支払っている。（令和 6 年度歳出管理番号 1388）</p> <p>3. 公営企業会計（農業集落排水事業）の年度当初資金確保のため、市から 6,200,000 円を支出命令がなされていない状態で支払っている。（令和 6 年度歳出管理番号 1387）</p> <p>4. 例月出納検査にて注意後に改善が図られていない。（令和 5 年度管理番号 31294, 30077, 令和 6 年度管理番号 2121, 17127, 6410）</p>	<p>原因の一つと考えられる手間を減らす対応として、令和 7 年度より備品登録管理システムが導入される予定である。</p> <p>2. 3. 年度末に関係課との打合せの際、年度当初に資金確保が必ず必要であると聞いていた。担当課に対応を促すも、担当者が不在で対応出来ない状態であった。公営企業会計の運営や業者が不利になることもあるため仕方なく支払いを行ったが、担当課に事の重要性和責任の所在を再確認すべきだった。又は予期しないことが起こることを踏まえ、今後は早めに打合せや具体的な処理の確認を行うなどし、適正な事務執行に努めたい。</p> <p>4. 令和 5 年度管理番号 31294, 30077, 令和 6 年度管理番号 2121, 17127, 6410 添付書類の不備は改善済である。今後は注意を受けた後すぐに対応するよう、担当課の指導に努める。</p>
<p>財政課</p> <p>R7. 2. 27</p> <p>措置報告</p>	<p>1. 地方自治体は会計年度独立の原則から歳出予算に基づく契約は当該年度に限って行われるものであるが、後年度以降の予算の裏付けのない自動更新条項を設けている契約が市全体で 360 件を超えている。各課等に適切な指導を</p>	<p>1. 契約の内容を確認したところ、大部分が土地の賃貸借契約であった。土地は地方自治法施行令 234 条の 3 により期限を設定した上で長期継続契約が可能ではあるが、指摘のとおり予算の裏付けがない</p>

	<p>されたい。</p> <p>2. 地方自治法 234 条の 3 及び尾花沢市長期継続契約とする契約を定める条例により、業務によって長期継続契約が可能となっているが、「各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない」とあることから、歳入歳出予算の当該金額が削除・減額された場合は当該契約を解除する旨の条件を契約書に付す必要があるが、この特約条項がない契約書が市全体で 50 件を超えている。各課等に適切な指導をされたい。</p> <p>3. 土地の賃貸借契約について印紙税法に基づく収入印紙の貼付がない契約書が市全体で相当数見受けられる。各課等に適切な指導をされたい。</p> <p>4. 尾花沢市建設工事検査要綱の規定に準じ、支出科目によって 1 件 30 万円以上の案件については、業務完了後に検査復命書を作成することとしているが、作成されていない案件が市全体(市が会計を担う団体経理を含む)で 10 件を超えている。また、検査検収に関する誤りも多数ある。NPO 法人尾花沢スポーツクラブに委託していた業務委託について、複数年にわたり適正な検査検収を怠ったことから過払い金が発生した教訓が活かされていない。各課等に適切な指導をされたい。</p> <p>5. 統合小学校造成工事に係る変更契約が適正に行われず、工期を過ぎた後に 5 割を超える増工及び工期の延長がさ</p>	<p>自動更新は不適切であると考えられる。借入の期間、予算措置のなかった場合の契約解除等の条項を記載するよう指導していく。なお、業務委託や物品賃貸借契約等の自動更新については、個別に契約内容の確認を行った上で、適切な契約となるよう指導していく。</p> <p>2. 令和 7 年 2 月 19 日の課長会において、契約更新の際に必ず特約条項を記載するよう通知した。</p> <p>3. 対象課に対し、印紙税法を再確認した上で契約を締結するよう指導していく。</p> <p>4. 毎年契約の研修の際に指導しているところであるが、年度当初に開催予定の契約研修において重点項目として指導していく。</p> <p>5. 毎年契約の研修の際に指導しているところであるが、年度当初に開催予定の契約研修において重点</p>
--	--	--

	<p>れている。変更契約に係る手順の周知を徹底するとともに、工事を担当する職員が適正な契約事務を執行できるよう再発防止策を講じられたい。</p> <p>6. 過年度において各課等に対し示された業務委託完了復命書様式について、「受託者」あるいは「請負者」とすべき箇所が「委託者」となっているため、全庁的に多くの誤りがみられる。速やかに訂正されたい。</p>	<p>項目として指導していく。</p> <p>6. 年度当初に開催予定の契約研修において重点項目として指導していく。また、財政課合議の案件については、記載内容を確認し誤りがあった場合は、随時指導していく。</p>
<p>農林課</p> <p>R7. 3. 13</p> <p>措置報告</p>	<p>1. 経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付要綱の期限が切れ、有効な要綱がない状態で補助金 2,633,000 円が執行されている。(令和 6 年度歳出管理番号 11612)</p> <p>【尾花沢牛振興協議会】</p> <p>2. 令和 6 年度第 28 回尾花沢牛肉まつり備品借り上げ及び会場設営等業務委託 1,531,970 円について検査検収がされていない。</p> <p>3. 令和 5 年度「雪降り和牛 尾花沢」販促物作成業務委託 1,555,191 円について検査検収がされていない。</p>	<p>1. 交付要綱の失効期日を一覧にまとめるなど、係内で常に確認出来る環境を整えながら、チェック体制を強化し改正漏れが無いように努めます。</p> <p>2. 業務完了後の検査を満たす必要な関係書類を整備しました。</p> <p>3. 業務完了後の検査を満たす必要な関係書類を整備しました。</p>
<p>総務課</p> <p>R7. 2. 27</p> <p>措置報告</p>	<p>1. 地域情報通信基盤整備事業土地等使用料令和 4 年度の土地等使用料 1,500 円について過年度払いがあり、遅延損害金 44 円も発生している。支払い期限内に支払うことは勿論であるが、未払いが判明した時点で速やかに支払処理されるよう適正な事務執行をされたい。(令和 5 年度歳出管理番号 29297、29302)</p> <p>2. 郵便後納料金 11 月分 982,876 円について支払い遅延があり、遅延損害金 6,247 円が発生している。(令和 5 年度歳出管理番号 23060、23066)</p> <p>3. NTT 東日本利用料 4 月分について支払い遅延があり、遅延損害金が発生し</p>	<p>1. 債権者が亡くなっていたため、相続人調査に時間を要し、更に支払いが遅くなってしまった。支払いを失念しないよう年度当初に予算を執行し、年度内に支払処理が完了するよう徹底する。</p> <p>2. 3. 毎月支払いが発生するため、毎月支払いが行われているか支払簿等でチェックし、支払い遅延が発生しないよう徹底する。</p>

	<p>ている。</p> <p>①利用料 6,930 円、支払遅延損害金 13 円（令和 6 年度歳出管理番号 5932, 8619）</p> <p>②利用料 8,470 円、支払遅延損害金 16 円（令和 6 年度歳出管理番号 5924, 8614）</p> <p>4. 例規集追録データベース化等業務委託契約の設計書には、「年間 12 回（毎月）追録を実施予定」とあるが、今年度は一度も追録されず、令和 6 年 3 月から更新されていない。</p> <p>5. 公営企業会計の会計規則が法令審査後も未設定の状態が続いている。（8 月例月出納検査で指摘）</p> <p>6. 被服貸与については、多くの部署に対し不備があるとして注意している。被服貸与に係る注意は今年度に限ったことではなく、長年にわたり繰り返されている。一向に改善されないのは、職員の意識の中で何のために被服貸与簿を整備する必要があるのかが時代の変化とともに不明確になってきており、規程が形骸化していることが原因の一つとして考えられる。尾花沢市被服貸与規程によると、「本市の一般職に属する職員（消防職員を除く。以下「職員」という。）の服装を整えて、職員としての自覚を促し、併せて業務能率の増進を図るため、職員に被服を貸与する」とあるが、被服貸与の必要性や今後のあり方を担当課が再確認された上で、各課等への指導を徹底されたい。</p>	<p>4.5. 年度内に出来る限り追録できるように努力する。新年度からは、毎月更新できる体制を整えられるよう、例規整備のやり方を検討する。</p> <p>6. 被服貸与については、その必要性や今後のあり方について、他市町村の状況を参考にしながら検討する。</p>
<p>建設課</p> <p>R7.2.27</p> <p>措置報告</p>	<p>1. 消雪パイプ用井戸及び揚水施設借上げに係る契約について、契約書原本を紛失している。</p> <p>2. 消雪パイプ用井戸及び揚水施設借上げに係る賃借料について、昭和 56 年の契約締結当初から見直しを行っていない。</p>	<p>1. 2. 指摘された契約について、今後該当施設の賃貸及び土地買収の可能性も含め検討し、適切な契約を実施する。また、今後は過去の書類も紛失の無いよう、文書管理を徹底する。</p>

